

まかせられる人が、いる。



NISHIMATSU

第87期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー7階

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/1820/>



西松建設株式会社

証券コード：1820

株主の皆様へ



代表取締役社長
高瀬 伸利

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

建設業界は、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材の価格高騰や人手不足による人件費上昇の影響により、注視が必要な状況が続いております。このような事業環境のもと、当社グループは、長期ビジョンである「西松-Vision2030」及び「中期経営計画2025」に掲げた施策を着実に実行してまいります。

また、当社は、今年で創業150周年の節目を迎えます。長年築き上げた信頼を崩さず、目の前の仕事に真摯に取り組み、役職員一丸となって更なる成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード：1820)

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 高瀬 伸利

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)

上記ウェブサイトへアクセスして、「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。

西松建設



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所



- ・「ネットで招集」ウェブサイト(<https://s.srdb.jp/1820/>)

ネットで招集



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日(水曜日) 午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階 当社 本社

3 会議の目的事項

- | | | |
|------|-------|---|
| 報告事項 | 1 | 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2 | 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| | 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件 |
| | 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

2024年6月25日
(火曜日)

午後5時30分まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

詳しくは次ページへ

書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

2024年6月25日
(火曜日)

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会に ご出席される場合



株主総会開催日時

2024年6月26日
(水曜日)

午前10時

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・ 書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が当日ご出席された場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

以上

(ご参考) インターネット等による議決権行使のご案内



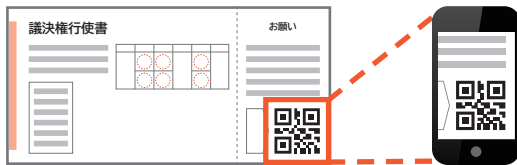
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に!

「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力は不要です)。

「スマート行使」へのログインイメージ図



QRコードの読み取りのみでログイン完了
(ID・パスワードの入力不要)

- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。



「議決権行使ウェブサイト」による方法

- 1 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード(ID)」及び「パスワード」にてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>


- 2 議決権行使コード(ID)及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社よりおたずねすることはありません。
- 4 パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

ご注意

- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先 ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先
- その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-768-524**
(年未年始を除く 9:00~21:00)

 **0120-288-324**
(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な発展に向けた経営基盤の強化のため、内部留保の充実を図りつつ、経営環境や業績を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。当期につきましては、「中期経営計画2025」において、連結配当性向70%を目標として株主還元を実施することとしており、これらの基本方針等に基づき、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

また、当社は、2024年4月26日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月1日付で自己株式1,380万株を消却することを予定しており、その原資の一部に充当するため、以下のとおり別途積立金の一部を繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 140円

総額 5,557,462,260円

なお、中間配当金として1株につき80円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり220円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

その他の剰余金の処分に関する事項

1

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 45,000,000,000円

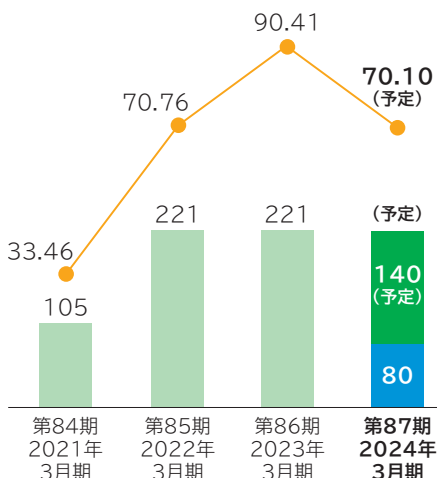
2

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 45,000,000,000円

1株当たり配当金の推移

■ 中間配当 (円) ■ 期末配当 (円) ● 配当性向 (%)



第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役に1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	たかせ 高瀬 伸利	男性	代表取締役社長 執行役員社長	15/15回 (100%)
2 新任	ほそかわ 細川 雅一	男性	執行役員副社長	—
3 再任	いっしき 一色 まこと 真人	男性	代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長	14/15回 (93%)
4 再任	こうの 河埜 ゆういち 祐一	男性	代表取締役 執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室長・ 地域環境ソリューション事業担当・ IR担当	15/15回 (100%)
5 再任	さわい 澤井 よしゆき 良之	男性	取締役 専務執行役員 アセットバリュエーション事業本部長	15/15回 (100%)
6 再任	はまだ 濱田 かずとよ 一豊	男性	取締役 専務執行役員 建築事業本部長	15/15回 (100%)
7 再任 社外 独立	まつざか 松坂 ひでたか 英孝	男性	取締役	15/15回 (100%)



候補者番号 **1** たか せ のぶ とし
高瀬 伸利

再任

- 生年月日 1957年9月14日生 ● 取締役在任年数 13年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 13,919株 ● 取締役会への出席状況 15/15回(100%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 3,019株)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役 専務執行役員 関東建築支社長
2008年 7月	当社建築部長	2018年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2010年 4月	当社執行役員 建築施工本部長兼建築部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長 人財戦略室長
2011年 4月	当社常務執行役員 建築施工本部長	2023年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長(現任)
2011年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築施工本部長		
2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 関東建築支社長		

取締役候補者とした理由

高瀬伸利氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2011年6月から取締役として経営に参画するとともに、2018年4月から代表取締役社長を務め、異業種パートナー企業との協業を推進するなど、総合力企業への進化に向けた取り組みを強力に推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **2** ほそかわ まさかず
細川 雅一

新任

- 生年月日 1964年1月10日生 ● 取締役在任年数 -
- 所有する当社の株式数 3,401株 ● 取締役会への出席状況 -
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 1,301株)

● 略歴、地位及び担当

1987年 4月	当社入社	2021年 4月	当社執行役員 環境・エネルギー事業統括部長
2011年 4月	当社西日本支社土木部長	2023年 4月	当社常務執行役員 地域環境ソリューション事業本部長
2014年 4月	当社経営企画部長	2024年 4月	当社執行役員副社長(現任)
2017年 4月	当社西日本支社中国支店長		
2019年 4月	当社執行役員 新規事業統括部長		

取締役候補者とした理由

細川雅一氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2019年4月から新規事業統括部(現 地域環境ソリューション事業本部)の責任者を務め、「西松-Vision2030」に掲げる「社会機能の再構築」に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **3** いっしき まこと
一色 真人

再任

- 生年月日 1959年4月10日生
- 取締役在任年数 8年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 11,817株
- 取締役会への出席状況 14/15回(93%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 2,717株)

● 略歴、地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2020年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・新規事業担当
2014年 4月	当社執行役員 土木事業本部長 兼土木事業企画部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 4月	当社専務執行役員 土木事業本部長	2022年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 6月	当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長	2023年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長(現任)
2018年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長		
2019年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長・新規事業担当		

取締役候補者とした理由

一色真人氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から土木事業本部長を務め、技術力の向上や総合評価案件における提案力の強化による収益力向上に貢献するとともに、安全環境本部長を務め、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、土木事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **4** こうの ゆういち
河埜 祐一

再任

- 生年月日 1958年1月27日生
- 取締役在任年数 9年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 28,397株
- 取締役会への出席状況 15/15回(100%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 2,717株)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2015年 6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長・IR担当
2005年 4月	当社経理部副部長	2018年 4月	当社取締役 専務執行役員 管理本部長・IR担当
2008年 4月	当社監査室部長兼経理部副部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼 人財戦略室副室長・IR担当
2009年 3月	当社監査室長	2023年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼 人財戦略室長・地域環境ソリューション事業担当・ IR担当(現任)
2009年 5月	当社総務部長		
2012年 4月	当社執行役員 社長室長		
2015年 4月	当社常務執行役員 管理本部長・IR担当		

取締役候補者とした理由

河埜祐一氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と財務会計及び企業統治に関する深い見識を有しており、2015年4月から管理本部長を務め、健全な財務体質の維持・継続やステークホルダーとの長期的かつ安定的で良好な関係の構築などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、財務会計及び企業統治に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **5** さわい よしゆき
澤井 良之

再任

- 生年月日 1958年2月17日生
- 取締役在任年数 14年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 9,472株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 2,272株)
- 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	株式会社富士銀行入行	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産事業本部長
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 執行役員 法人企画部長	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長
2007年 4月	同行執行役員 法人業務部長	2023年 4月	当社取締役 専務執行役員 アセットバリュアード事業本部長(現任)
2008年 4月	同行執行役員 渋谷支店長		
2010年 6月	当社取締役		
2011年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産本部長		

取締役候補者とした理由

澤井良之氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と金融機関で培われた幅広い見識を有しており、2011年4月から開発・不動産本部長を務め、成長分野に重点を置いたアセット戦略に基づく積極投資や「循環型再投資モデル」への進化、建設事業との協業によるグループ収益の拡大を推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、金融及び不動産に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **6** はまだ かずとよ
濱田 一豊

再任

- 生年月日 1963年12月23日生
- 取締役在任年数 4年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 6,811株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 1,811株)
- 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長
2014年 4月	当社建築事業企画部長	2020年 4月	当社常務執行役員 建築事業本部長
2016年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼 建築事業企画部長兼建築部長	2020年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長
		2024年 4月	当社取締役 専務執行役員 建築事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

濱田一豊氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2020年4月から建築事業本部長を務め、営業部門と施工部門の一体化による収益力の向上や選別受注による利益率の改善などに貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、建築事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号

7

まつざか ひでたか
松坂 英孝

再任

社外

独立

- 生年月日 1958年2月22日生
- 所有する当社の株式数 0株
- 社外取締役在任年数 2年(本総会最終時)
- 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	大阪瓦斯株式会社入社	2019年 4月	株式会社オージーキャピタル取締役会長(現任)
2009年 6月	同社執行役員 企画部長	2019年 6月	大阪瓦斯株式会社顧問(現任)
2011年 4月	同社常務執行役員 資源・海外事業部長	2020年 6月	広島ガス株式会社社外取締役(2024年6月退任予定)
2011年 6月	同社取締役 常務執行役員 資源・海外事業部長		株式会社南都銀行社外取締役(2024年6月退任予定)
2014年 4月	同社取締役 常務執行役員 経営企画本部長	2022年 6月	当社社外取締役(現任)
2015年 4月	同社代表取締役 副社長執行役員		

● 重要な兼職の状況 株式会社オージーキャピタル 取締役会長、大阪瓦斯株式会社 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松坂英孝氏は、上記略歴のとおり、大阪瓦斯株式会社に在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監督していただける適切な人財と判断し、社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である株式会社オージーキャピタル、大阪瓦斯株式会社、広島ガス株式会社及び株式会社南都銀行と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松坂英孝氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松坂英孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役の選任について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役矢口弘、池田純及び久保俊裕の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>かわの</small> 川野 <small>ひでゆき</small> 秀之 </div> </div>	男性	監査等委員会事務局部長	—	—
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #00a0e3; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="background-color: #f4c000; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #666666; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="text-align: center;"> <small>くほ</small> 久保 <small>としひろ</small> 俊裕 </div> </div>	男性	取締役（監査等委員）	15/15回 (100%)	15/15回 (100%)
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">新任</div> <div style="background-color: #f4c000; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="background-color: #666666; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">独立</div> <div style="text-align: center;"> <small>おおした</small> 大下 <small>はじめ</small> 元 </div> </div>	男性	—	—	—



候補者番号 **1** かわの **川野** ひでゆき **秀之**

新任

- 生年月日 1963年5月23日生
- 取締役在任年数 -
- 所有する当社の株式数 500株
- 監査等委員である取締役在任年数 -
- 取締役会への出席状況 -
- 監査等委員会への出席状況 -

● **略歴、地位及び担当**

1987年 4月	当社入社	2021年 4月	当社管理本部副本部長兼人事部長
2007年 4月	当社関東支店総務部経理課長	2023年 4月	当社監査等委員会事務局部長(現任)
2013年 11月	当社法務部法務課長		
2017年 4月	当社人事部長		

● **重要な兼職の状況** 重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

川野秀之氏は、上記略歴のとおり、管理部門で培われた人事、経理、法務、コンプライアンスに関する幅広い見識を有するほか、監査等委員会、指名・報酬委員会の事務局を務め、当社のコーポレートガバナンス体制の構築に寄与してきました。これらの経験・実績を踏まえ、公正に経営の監督を遂行するとともに、社内出身の監査等委員として適切に委員会運営を推進していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号

2 久保 俊裕

再任

社外

独立

● 生年月日 1953年4月5日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 2年(本総会終結時)

● 監査等委員である取締役

在任年数 2年(本総会終結時)

● 取締役会への出席状況 15/15回(100%)

● 監査等委員会への出席状況 15/15回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1979年 4月	株式会社クボタ入社	2011年 4月	同社常務執行役員
2007年 6月	同社取締役 水・環境・インフラ事業本部 統括部長、水・環境・インフラ事業本部製 造統括本部長	2011年 6月	同社取締役常務執行役員
2009年 4月	同社取締役執行役員 水・環境システム事 業本部長補佐、水環境システム・社会イン フラ事業推進本部長、水環境システム・社 会インフラ製造統括部長	2012年 4月	同社人事・総務本部長
2009年 6月	同社執行役員	2013年 4月	同社取締役専務執行役員
2010年 4月	同社本社事務所長、人事部・秘書広報部・ 業務部・東京業務部担当	2014年 7月	同社代表取締役副社長執行役員
2010年 6月	同社秘書部・コーポレート・コミュニケー ション部担当	2014年 10月	同社CSR本部長
		2016年 1月	同社水・環境ドメイン担当
		2017年 1月	同社水環境インフラドメイン担当
		2019年 4月	同社特任顧問(2022年3月退任)
		2021年 6月	健康保険組合大阪連合会会長(現任) 健康保険組合連合会副会長(現任)
		2022年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

● 重要な兼職の状況 健康保険組合大阪連合会 会長、健康保険組合連合会 副会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

久保俊裕氏は、上記略歴のとおり、株式会社クボタ在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である健康保険組合大阪連合会及び健康保険組合連合会と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した株式会社クボタと当社との間で不動産賃貸に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。



候補者番号 **3** おおした はじめ
大下 元

- | | | |
|----|--------------------|---------------------|
| 新任 | ● 生年月日 1957年9月11日生 | ● 社外取締役在任年数 - |
| 社外 | ● 所有する当社の株式数 0株 | ● 監査等委員である取締役在任年数 - |
| 独立 | | ● 取締役会への出席状況 - |
| | | ● 監査等委員会への出席状況 - |

● 略歴、地位及び担当

1982年 4月	日本鋼管株式会社入社	2016年 4月	同社代表取締役専務執行役員
2012年 4月	JFEエンジニアリング株式会社常務執行役員 経営企画部長	2017年 3月	同社代表取締役社長
2014年 4月	同社専務執行役員 アクアソリューション本 部長	2017年 6月	JFEホールディングス株式会社取締役(2024 年6月退任予定)
2015年 4月	同社取締役専務執行役員 海外統括本部長	2024年 4月	JFEエンジニアリング株式会社特別顧問(現任)

● 重要な兼職の状況 JFEエンジニアリング株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大下元氏は、上記略歴のとおり、JFEエンジニアリング株式会社に在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役社長及びJFEホールディングス株式会社取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先であるJFEエンジニアリング株式会社と当社との間で工事請負に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。上記の他、同氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

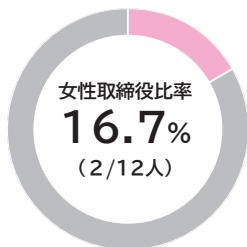
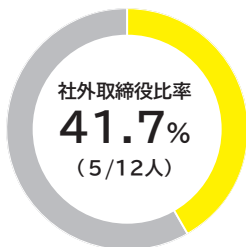
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保俊裕及び大下元の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 大下元氏が2024年3月まで代表取締役を務めていたJFEエンジニアリング株式会社において、同社が沖縄県竹富町と契約した海底送水管更新工事に関して、公契約関係競争入札妨害及び入札談合等関与行為防止法違反により、社員3名が有罪判決を受けております(うち2名は控訴中)。
4. 川野秀之及び大下元の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
5. 当社は、久保俊裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)取締役会の構成及びスキルセット(予定)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルセットは次のとおりとなります。

地位	氏名	性別	独立性	企業経営 	建設技術・品質 	開発・不動産 	サステナビリティ(環境・社会) 	財務・会計・ファイナンス 	法務・ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス 	デジタル・IT 	グローバル
取締役会長	高瀬 伸利	男性		●	●		●				
代表取締役社長	細川 雅一	男性		●	●		●				
代表取締役	一色 真人	男性		●	●		●				
代表取締役	河埜 祐一	男性		●			●	●			
取締役	澤井 良之	男性		●		●		●			
取締役	濱田 一豊	男性		●	●		●				
社外取締役	松坂 英孝	男性	●	●				●	●		●
取締役 (常勤監査等委員)	川野 秀之	男性					●		●		
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 乃里子	女性	●			●		●			
社外取締役 (監査等委員)	久保 俊裕	男性	●	●			●		●		
社外取締役 (監査等委員)	伊藤 弥生	女性	●	●			●			●	
社外取締役 (監査等委員)	大下 元	男性	●	●			●	●	●		●

※ 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。



取締役候補者選任基準

- ・ 取締役候補者は、知識・経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任する。
- ・ 業務執行取締役候補者は、当社事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任する。
- ・ 監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任する。
- ・ 社外取締役候補者は、独立性を重視して選任するほか、専門的知識を有する者、企業経営の経験を有する者を選任する。また、取締役会の多様性を考慮する。

(ご参考)社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役候補者が以下に該当する場合、当社との独立性がないものと判断する。

1 西松建設グループ関係者

- ・当社及び当社の子会社の出身者
- ・就任前直近5年間において、配偶者・2親等以内の親族が当社の取締役、監査役、執行役員、経営幹部である者

2 主要な取引先との関係者

- ・当社の取引先で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、取引額が当社の連結売上高の2%以上を占める取引先の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者
- ・当社を主要な取引先とする会社で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、当社との取引額がその会社の連結売上高の2%以上である会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

3 主要な借入先との関係者

- ・直近事業年度の事業報告において、主要な借入先としている会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

4 弁護士や公認会計士等の関係者

- ・当社の会計監査人である監査法人の社員で、当社の監査を担当している者、又は就任前5年間にこれらに該当する者
- ・当社から就任前直近3年間に500万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士又はコンサルタント等、又は就任前5年間にこれらに該当する者（法人にあってはこれらに所属する者を含む）

5 寄付先との関係者

- ・当社が就任前直近3年間の平均で1,000万円を超える寄付をした大学や団体等に所属している者

6 主要株主

- ・議決権の10%以上の株式を保有する株主（株主が法人等である場合には、その取締役、経営幹部等である者）

7 その他

- ・取締役の相互派遣に該当する場合
- ・その他重要な利害関係が当社グループとの間に認められる場合

以 上

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が続きました。先行きについては、世界的な金融引き締めに伴う影響など、海外景気の下振れがリスクとなっております。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材の価格高騰や人手不足による人件費上昇の影響により、注視が必要な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

建設事業受注高は、海外工事が減少しましたが、国内建築工事及び国内土木工事が増加したことにより、前期比198億円増加(5.8%増)の3,602億円となりました。

売上高は、主に国内建築工事が増加したことにより、前期比618億円増加(18.2%増)の4,016億円となりました。営業利益は、不動産事業等総利益が減少しましたが、国内建築工事及び海外工事の完成工事総利益が増加したこと等により、前期比62億円増加(49.2%増)の188億円となりました。経常利益は、前期比64億円増加(48.6%増)の195億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比27億円増加(28.4%増)の123億円となりました。

売上高

第86期

第87期

339,757百万円

401,633百万円

前期比 18.2%増 

営業利益

第86期

第87期

12,615百万円

18,827百万円

前期比 49.2%増 

経常利益

第86期

第87期

13,176百万円

19,578百万円

前期比 48.6%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

第86期

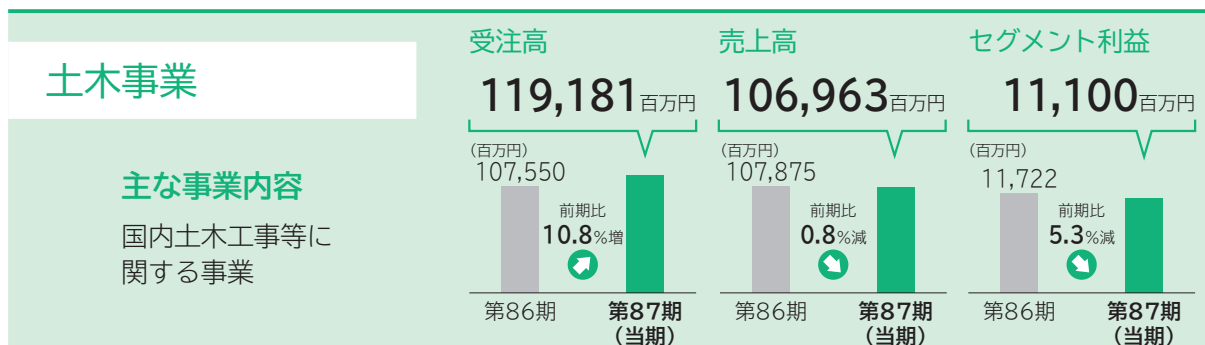
第87期

9,648百万円

12,388百万円

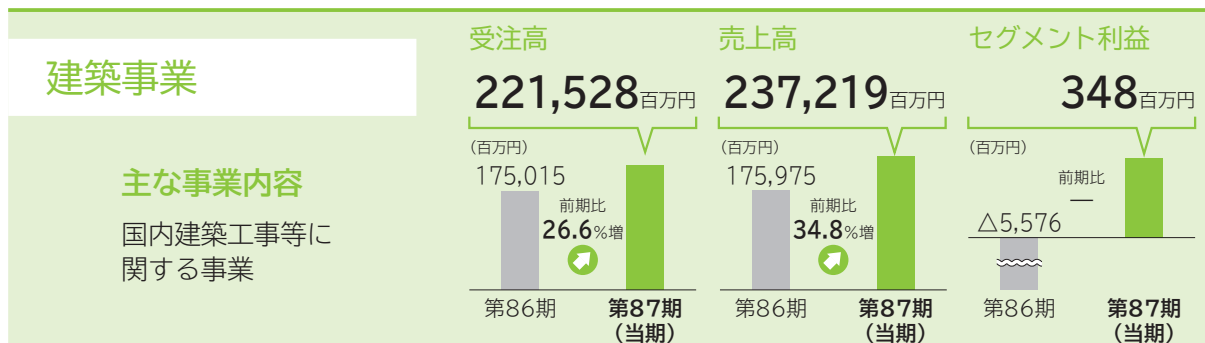
前期比 28.4%増 

セグメント別の概況



当セグメントの受注高は、民間工事が減少しましたが、官公庁工事が増加したことにより、前期比10.8%増の1,191億円となりました。

売上高は、前期比0.8%減の1,069億円となり、セグメント利益は、高採算工事が前期に竣工した反動もあり、前期比5.3%減の111億円となりました。



当セグメントの受注高は、民間工事及び官公庁工事が増加したことにより、前期比26.6%増の2,215億円となりました。

売上高は、大型再開発工事や物流工事が計画どおり進捗し、前期比34.8%増の2,372億円となりました。利益につきましては、一部大型工事の採算が向上したこと等により完成工事総利益率が改善し、セグメント利益3億円(前期は55億円のセグメント損失)となりました。

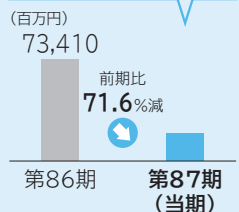
国際事業

主な事業内容

海外土木工事及び
海外建築工事等に
関する事業

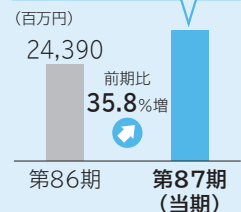
受注高

20,816百万円



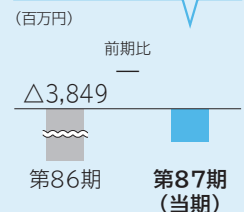
売上高

33,120百万円



セグメント利益

△553百万円



当セグメントの受注高は、前期に大型工事を受注した反動により、前期比71.6%減の208億円となりました。

売上高は、大型土木工事の進捗により、前期比35.8%増の331億円となりましたが、セグメント損失は5億円(前期は38億円のセグメント損失)となりました。



中野二丁目地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事



新東名高速道路 湯船原トンネル工事

建設事業の主な受注工事

東雲特定目的会社	(仮称) DPL 東雲新築工事
OSK 1 特定目的会社	OSK 1
東急不動産(株)	(仮称) 大阪市北区中崎一丁目計画 新築工事
札幌市水道局	生活基盤施設耐震化等交付金事業 白川第4浄水棟新設工事
関西高速鉄道(株)	なにわ筋線福島T及び福島南シールドT他土木工事

建設事業の主な完成工事

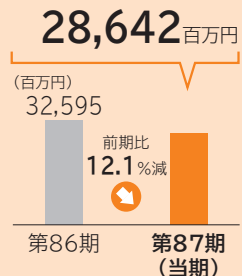
中野二丁目地区市街地再開発組合	中野二丁目地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事
中日本高速道路(株)東京支社	新東名高速道路 湯船原トンネル工事
国土交通省九州地方整備局	立野ダム建設(一・二・三期)工事
(株)流山共同開発	(仮称) DPL 流山II新築工事
国土交通省中部地方整備局	平成29年度 東海環状岐阜山県第一トンネル工事

アセットバリューアッド事業

主な事業内容

再開発事業、保有不動産の
販売及び賃貸等に関する事業

売上高



セグメント利益



当セグメントは主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されております。

当セグメントの売上高は、主に販売事業が減少したことにより、前期比12.1%減の286億円となり、セグメント利益は、売上高の減少に伴い、前期比19.4%減の88億円となりました。



中野二丁目地区第一種市街地再開発事業



ASAI 京都四条(ホテル)



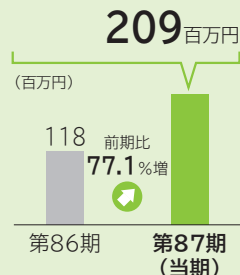
広栄化学長浦社員寮

地域環境ソリューション事業

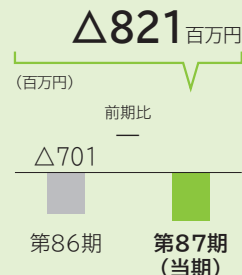
主な事業内容

再生可能エネルギー及び
まちづくり等に関する事業

売上高



セグメント利益



当セグメントは主に再生可能エネルギー事業及びまちづくり事業の売上により構成されております。
当セグメントの売上高は、前期比77.1%増の2億円となりましたが、セグメント損失は8億円(前期は7億円のセグメント損失)となりました。

(注) 各セグメントの数値はセグメント間取引等調整前の数値を記載しております。

2. 資金調達の状況

2023年7月27日に第14回無担保社債(サステナビリティ・リンク・ボンド)200億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は144億円であり、主に賃貸事業用の土地・建物の取得及び自社開発物件の建設費等であります。

4. 財産及び損益の状況の推移

■ 当社グループの財産及び損益の状況

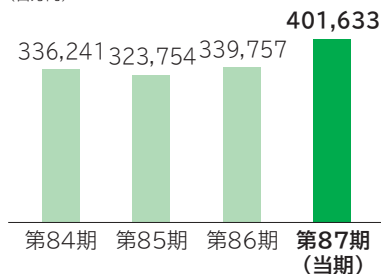
(百万円)

区分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度) (当期)
建設事業受注高	313,437	333,974	340,392	360,273
売上高	336,241	323,754	339,757	401,633
経常利益	21,561	23,497	13,176	19,578
親会社株主に帰属する当期純利益	17,166	15,103	9,648	12,388
1株当たり当期純利益	313.83円	312.34円	244.43円	313.86円
総資産	472,440	477,613	513,623	579,624
純資産	207,537	157,715	156,148	176,856

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式に含めております。
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

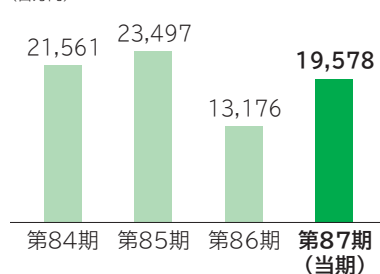
売上高

(百万円)



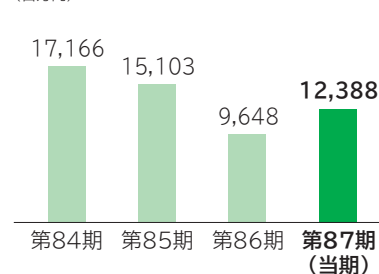
経常利益

(百万円)



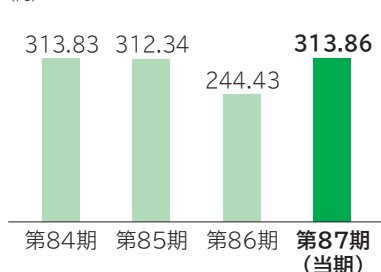
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



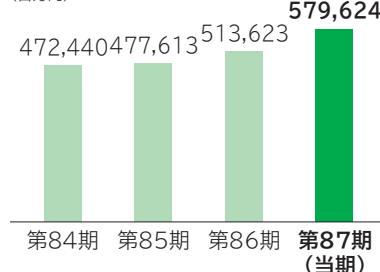
1株当たり当期純利益

(円)



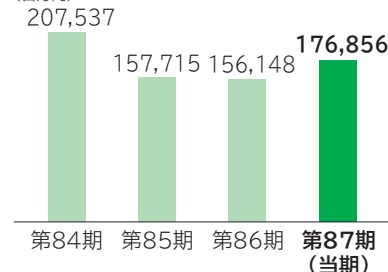
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



■ 当社の財産及び損益の状況

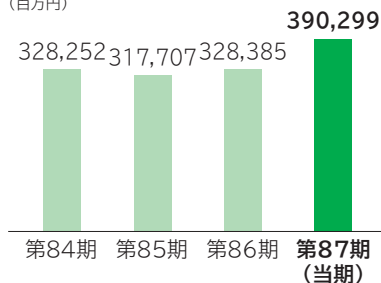
(百万円)

区分	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度)	第87期 (2023年度) (当期)
建設事業受注高	312,277	328,093	327,401	351,245
売上高	328,252	317,707	328,385	390,299
経常利益	23,067	23,771	12,641	19,069
当期純利益	18,086	15,003	9,393	12,225
1株当たり当期純利益	330.64円	310.27円	237.98円	309.74円
総資産	464,220	462,400	490,938	540,571
純資産	203,230	147,941	145,069	163,336

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式に含めております。
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

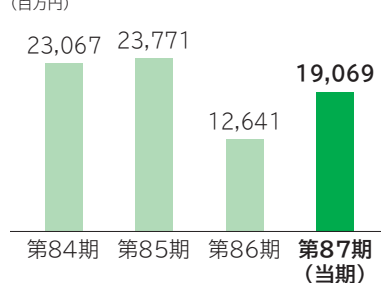
売上高

(百万円)



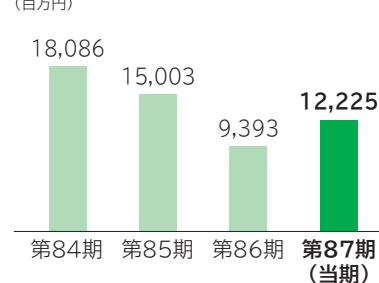
経常利益

(百万円)



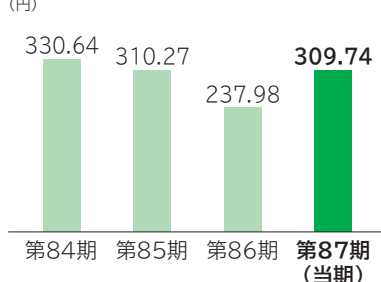
当期純利益

(百万円)



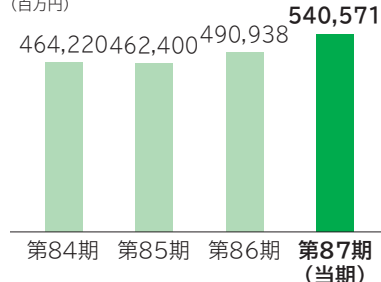
1株当たり当期純利益

(円)



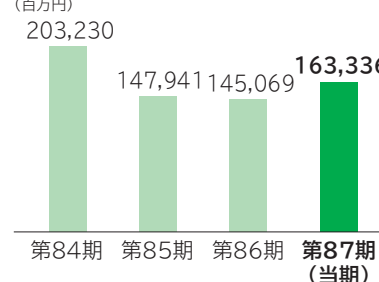
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



5. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、コロナ禍やグローバル化の進展、価値観の多様化を受け、絶え間なく変化しています。建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに増加傾向にありますが、建設資材の価格高騰や人手不足による人件費上昇の影響により、注視が必要な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2022年度に策定した「西松-Vision 2030」及び「中期経営計画2025」の達成に向けて、計画に掲げた施策を着実に実行してまいります。

事業上の戦略として、国内土木事業におきましては、公共工事の受注規模拡大に向けて人員・組織力の強化に取り組んでおります。また、新分野への挑戦として、洋上風力発電設備工事への参画を推進しており、自己昇降式作業台船(SEP)の共同保有等を目的とした会社を、当社を含む建設会社6社で設立し、2023年10月にSEPの調達契約を締結しました。

国内建築事業におきましては、高収益体質への変革に向けて、企画提案力向上による顧客との対話の深化、社内外リレーションを最大限活用した営業展開、データセンター・冷凍冷蔵倉庫・環境施設などの注力分野における差別化要素の確立に取り組んでおります。また、主に設計・施工物件において「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」を推進・拡大してまいります。

国際事業におきましては、事業リスクの最小化を図り、土木はODA工事、建築は日系企業からの工事に加え、外資企業からの工事受注に向けた取り組み体制を強化しております。

アセットバリューアッド事業におきましては、国内外成長分野へのバリューアッド事業投資を積極的に展開し、収益基盤の着実な積み上げと「循環型再投資モデル」への進化を図っております。「循環型再投資モデル」の一環として「西松プライベートリート投資法人」を設立し、2023年9月より運用を開始しました。本投資法人を活用したタイムリーな資産入替により「循環型再投資モデル」への進化を加速させるとともに、投資マネジメント事業における受託資産残高1,000億円の早期実現を目指してまいります。

地域環境ソリューション事業におきましては、再生可能エネルギー事業・まちづくり事業の成長に向けて、中期経営計画2025の3年間で積極的な事業投資を実施します。

当社はサステナビリティ経営の実現に向けて、本年2月にサステナビリティスローガン(基本方針)を策定し、当社が事業を通じて取り組むべき重要課題(マテリアリティ)を改めて特定するとともに、マテリアリティ解決に向けたKPIツリーを策定しました。今後も引き続き、「サステナビリティ委員会」「サステナビリティ戦略会議」等の推進体制のもと、全社一体となってサステナビリティ推進に取り組んでまいります。

今後も、当社は全役職員一丸となって「中期経営計画2025」を達成するとともに、「西松-Vision 2030」の実現に向けて邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期経営計画2025 業績及び財務計画（連結）】

指標		2023年度実績	2025年度修正計画
売上高		4,016億円	4,150億円
営業利益		188億円	250億円
資本効率	ROE	7.8%	10.0%
財務健全性	自己資本比率	29.1%	30%程度
	D/Eレシオ	1.1倍	1.5倍程度
株主還元	配当	1株当たり年間配当金220円 配当性向70.1%	2024～2025年度 自己資本配当率（DOE） 5%程度の安定配当

(注) 当社は、2024年5月13日に公表しました「『中期経営計画2025』の計画値及び配当方針の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、「中期経営計画2025」の業績及び財務計画を変更しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
西松アセットマネジメント株式会社	125百万円	80.0%	第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
泰国西松建設株式会社	20百万タイバーツ	49.0%	建設事業
西松ベトナム有限会社	3百万米ドル	100.0%	建設事業
西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社	71百万米ドル	100.0%	開発・不動産事業等
バンコクサトーンホテルマネジメント社	2,848百万タイバーツ	51.0% (51.0%)	ホテル開発・運営事業

(注) 1. 泰国西松建設株式会社に対する出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
2. 当社の連結子会社は、上記の子会社を含めて15社であります。
3. 出資比率の()は、間接所有割合の内数となっております。

7. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業の許可(国土交通大臣許可(特-3)第1100号)を受け、土木工事業、建築工事業及びこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許(国土交通大臣(14)第1743号)を取得し、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (2024年3月31日現在)

当社

本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

支社・支店：北日本支社（仙台市） 札幌支店（札幌市）

関東土木支社（東京都港区） 北陸支店（新潟市）

関東建築支社（東京都港区）

西日本支社（大阪市） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市）

九州支社（福岡市） 沖縄支店（那覇市）

海外営業所：シンガポール営業所 バトナム営業所 マレーシア営業所 ミャンマー営業所 フィリピン営業所

技術研究所：東京オフィス（東京都港区） 愛川オフィス（神奈川県愛甲郡愛川町）

重要な子会社

西松地所株式会社（東京都港区）

西松アセットマネジメント株式会社（東京都港区）

泰国西松建設株式会社（タイ）

西松ベトナム有限会社（ベトナム）

西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社（シンガポール）

バンコクサトーンホテルマネジメント社（タイ）

9. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
3,301名	100名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,892名	88名増	44.7歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者を除いて記載しております。

10. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

(百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	24,959
株式会社三井住友銀行	10,000
アユタヤ銀行	7,721
株式会社りそな銀行	7,500
農林中央金庫	7,500
株式会社三菱UFJ銀行	7,500

(注) 借入残高上位6社の金融機関を記載しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

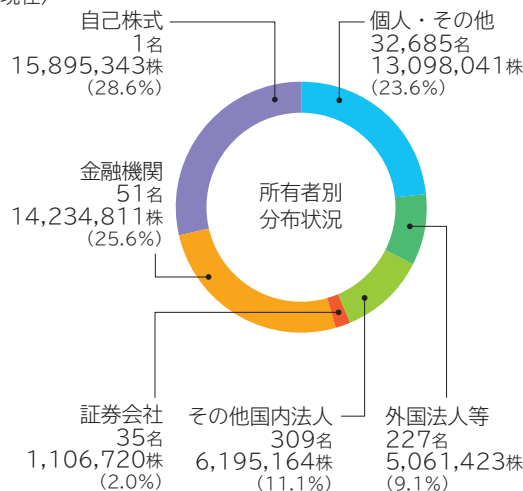
55,591,502株 (自己株式15,895,343株を含む)

(注) 自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,300株は含めておりません。

3. 株主数

33,308名 (前期末比7,901名減)

4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,485	18.86
伊藤忠商事株式会社	4,722	11.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,374	5.98
明治安田生命保険相互会社	915	2.31
西松建設持株会	906	2.28
株式会社みずほ銀行	614	1.55
住友不動産株式会社	612	1.54
みずほ信託銀行株式会社	600	1.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	587	1.48
株式会社日本カストディ銀行 (年金信託口)	454	1.14

(注) 1. 当社は自己株式15,895,343株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式15,895,343株を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,300株は含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 瀬 伸 利	執行役員社長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長
代表取締役	河 埜 祐 一	執行役員副社長 管理本部長 兼 人材戦略室長・ 地域環境ソリューション事業担当・IR担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 アセットバリュアード事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	常務執行役員 建築事業本部長
社外取締役	松 坂 英 孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問 広島ガス株式会社 社外取締役 株式会社南都銀行 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	矢 口 弘	
社外取締役 (監査等委員)	池 田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 乃 里 子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事
社外取締役 (監査等委員)	久 保 俊 裕	健康保険組合大阪連合会 会長 健康保険組合連合会 副会長
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 弥 生	株式会社カナデン 社外取締役 三井住建道路株式会社 社外取締役 日本郵政株式会社 社外取締役

- (注) 1. 松坂英孝、池田純、鈴木乃里子、久保俊裕及び伊藤弥生の各氏は、社外取締役であります。
2. 松坂英孝、池田純、鈴木乃里子、久保俊裕及び伊藤弥生の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 鈴木乃里子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 矢口弘氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、日常的な情報収集、社内の重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携などにより、監査等委員会の監査の実効性を確保するためであります。
5. 伊藤弥生氏は、2023年6月28日開催の第86期定時株主総会において新たに選任され、監査等委員である取締役に就任いたしました。

(ご参考)2024年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

役名	氏名				職名
※執行役員社長	高	瀬	伸	利	
※執行役員副社長	一	色	眞	人	土木事業本部長 兼 安全環境本部長
※執行役員副社長	河	埜	祐	一	管理本部長 兼 人財戦略室長・地域環境ソリューション事業担当・IR担当
執行役員副社長	細	川	雅	一	
※専務執行役員	澤	井	良	之	アセットバリューアッド事業本部長
※専務執行役員	濱	田	一	豊	建築事業本部長
専務執行役員	松	友		登	土木事業本部副本部長
専務執行役員	難	波	正	和	関東土木支社長
常務執行役員	洪	井		修	経営戦略室長 兼 人財戦略室副室長
常務執行役員	井	上	貴	文	建築事業本部副本部長
常務執行役員	吉	田	卓	生	九州支社長
常務執行役員	黒	田	隆	司	関東建築支社長
執行役員	仲	野	義	邦	国際事業本部長
執行役員	濱	崎	伸	介	北日本支社長
執行役員	木	村	博	規	西日本支社長
執行役員	木	村	雅	哉	土木事業本部副本部長
執行役員	橋	佐古	敬	次	西日本支社副支社長
執行役員	成	田	和	俊	建築事業本部副本部長
執行役員	山	本	誠	吾	関東建築支社副支社長
執行役員	本	多	一	藏	管理本部副本部長 兼 法務部長
執行役員	石	山	宏	二	技術研究所長
執行役員	坪	井	広	美	DX戦略室長
執行役員	鳥	居	久	嗣	管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 コンプライアンス推進部長
執行役員	楠	浴	淳	士	地域環境ソリューション事業本部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役 松坂英孝、矢口弘、池田純、鈴木乃里子、久保俊裕及び伊藤弥生の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者などから被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員、退任役員、管理職従業員(支社長、支店長)及び一部子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

1 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	165百万円 (10百万円)	34百万円 (一)	25百万円 (一)	225百万円 (10百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	56百万円 (38百万円)	— (一)	— (一)	56百万円 (38百万円)
合計 (うち社外取締役)	11名 (5名)	221百万円 (48百万円)	34百万円 (一)	25百万円 (一)	282百万円 (48百万円)

(注) 業績連動報酬(金銭報酬)の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、業績連動報酬(非金銭報酬)の総額は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

2 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、「連結売上高」「連結営業利益」「連結当期純利益」であります。「連結売上高」「連結営業利益」を選定した理由は、当社の「中期経営計画2025」の指標であるためです。また「連結当期純利益」を選定した理由は、成長に向けた投資や株主還元の原因となる指標で、株式市場においても関心が高い指標であるためです。事業本部を管掌する取締役については、これらに加え、各事業本部における受注や利益等も算定の基礎としております。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値に対する達成度及び前期業績に対する増減率と連動させて算定しております。当事業年度を含む各業績指標の実績は、事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。なお、業績連動報酬は現金報酬と株式報酬に分けて支給するものとしております。

3 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の仕組みを採用しております。当社は各取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対し、上記2により算定した業績連動報酬額のうち株式報酬分として換算したポイント(1ポイント=1株)を付与し、取締役の退任時に、株式給付信託(BBT)より、累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

4 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において年額360百万円以内(うち社外取締役年額30百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬として1事業年度当たり付与するポイント(1ポイント=1株)の総数の上限は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、35,900ポイントと決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名(うち社外取締役0名)であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資する報酬制度を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、2022年4月26日開催の取締役会において審議し、決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。また、社外取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は基本報酬のみとします。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬(月額報酬)とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「目標達成度」及び「対前期業績」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1:1とします。なお、株式報酬には最低報酬額を設定するものとし、業績連動報酬の下限額と同額とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します(基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定)。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	松坂英孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長
		大阪瓦斯株式会社 顧問
		広島ガス株式会社 社外取締役
		株式会社南都銀行 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	池田純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
		鈴木乃里子
		フロンティア不動産投資法人 監督役員
		一般社団法人日本交通協会 監事
社外取締役 (監査等委員)	久保俊裕	健康保険組合大阪連合会 会長
		健康保険組合連合会 副会長
		伊藤弥生
		株式会社カナデン 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	伊藤弥生	三井住建道路株式会社 社外取締役
		日本郵政株式会社 社外取締役

(注) 1. 伊藤弥生氏が社外取締役を務める三井住建道路株式会社と当社の間で工事請負に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の1.5%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。

2. 上記1.の他に、各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松坂英孝	当事業年度の取締役会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	池田純	当事業年度の取締役会には開催された15回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関してグローバルな視点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木乃里子	当事業年度の取締役会には開催された15回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験をもとに、アセットバリュエーション事業に関して財務・会計の観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	久保俊裕	当事業年度の取締役会には開催された15回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	伊藤弥生	当事業年度の取締役会には就任後開催された10回全てに出席し、監査等委員会には就任後開催された10回のうち9回に出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に加え、ICTに関する幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

61百万円

2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び過去の報酬等の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。その結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の規模、陣容及び職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について、株主総会に提出する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その理由等を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	311,985	流動負債	271,314
現金預金	56,532	支払手形・工事未払金等	80,942
受取手形・完成工事未収入金等	204,715	短期借入金	49,929
販売用不動産	5,462	1年内償還予定の社債	20,000
未成工事支出金	15,110	未払法人税等	3,471
不動産事業等支出金	2,229	未成工事受入金	27,805
材料貯蔵品	751	預り金	69,666
立替金	19,397	完成工事補償引当金	2,189
その他	7,876	賞与引当金	4,405
貸倒引当金	△89	役員賞与引当金	96
		工事損失引当金	4,380
		資産除去債務	36
		その他	8,389
固定資産	267,638	固定負債	131,453
有形固定資産	168,821	社債	91,000
建物・構築物	60,140	長期借入金	25,221
機械・運搬具及び工具器具備品	1,522	繰延税金負債	1,357
土地	100,135	役員株式給付引当金	177
リース資産	41	退職給付に係る負債	6,361
建設仮勘定	6,982	資産除去債務	880
		その他	6,455
無形固定資産	7,350	負債合計	402,767
投資その他の資産	91,466	純資産の部	
投資有価証券	75,754	株主資本	150,320
長期貸付金	7,211	資本金	23,513
退職給付に係る資産	3,760	資本剰余金	20,792
繰延税金資産	173	利益剰余金	163,358
その他	4,939	自己株式	△57,344
貸倒引当金	△373	その他の包括利益累計額	18,498
資産合計	579,624	その他有価証券評価差額金	16,905
		繰延ヘッジ損益	19
		為替換算調整勘定	2,053
		退職給付に係る調整累計額	△479
		非支配株主持分	8,037
		純資産合計	176,856
		負債純資産合計	579,624

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	369,980	
不動産事業等売上高	31,652	401,633
売上原価		
完成工事原価	341,120	
不動産事業等売上原価	19,725	360,846
売上総利益		
完成工事総利益	28,860	
不動産事業等総利益	11,927	40,787
販売費及び一般管理費		21,959
営業利益		18,827
営業外収益		
受取利息	272	
受取配当金	600	
為替差益	872	
その他	493	2,238
営業外費用		
支払利息	795	
資金調達費用	226	
貸倒引当金繰入額	309	
持分法による投資損失	7	
その他	148	1,487
経常利益		19,578
特別利益		
固定資産売却益	24	
関係会社株式有償減資払戻差益	770	
その他	14	809
特別損失		
固定資産売却損	246	
減損損失	957	
その他	263	1,466
税金等調整前当期純利益		18,920
法人税、住民税及び事業税	3,997	
法人税等調整額	2,350	6,347
当期純利益		12,573
非支配株主に帰属する当期純利益		184
親会社株主に帰属する当期純利益		12,388

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	297,879	流動負債	255,681
現金預金	45,633	支払手形	1,741
受取手形	3,476	電子記録債務	27,566
完成工事未収入金	200,388	工事未払金	48,165
販売用不動産	5,462	短期借入金	39,970
未成工事支出金	14,230	1年内償還予定の社債	20,000
不動産事業等支出金	2,229	未払法人税等	3,161
材料貯蔵品	724	未成工事受入金	26,621
短期貸付金	567	預り金	69,610
立替金	19,420	完成工事補償引当金	2,189
その他	5,834	賞与引当金	4,294
貸倒引当金	△89	役員賞与引当金	96
		工事損失引当金	4,380
		資産除去債務	36
		その他	7,846
固定資産	242,692	固定負債	121,553
有形固定資産	141,909	社債	91,000
建物・構築物	56,607	長期借入金	17,500
機械・運搬具	950	繰延税金負債	1,223
工具器具・備品	464	退職給付引当金	6,047
土地	82,281	役員株式給付引当金	177
リース資産	41	資産除去債務	814
建設仮勘定	1,564	その他	4,791
無形固定資産	7,109	負債合計	377,235
投資その他の資産	93,673	純資産の部	
投資有価証券	55,638	株主資本	146,430
関係会社株式	17,137	資本金	23,513
関係会社出資金	4,606	資本剰余金	20,780
長期貸付金	7,608	資本準備金	20,780
長期前払費用	33	その他資本剰余金	0
前払年金費用	4,370	利益剰余金	159,481
その他	4,650	利益準備金	5,878
貸倒引当金	△373	その他利益剰余金	
資産合計	540,571	買換資産圧縮積立金	855
		別途積立金	136,475
		繰越利益剰余金	16,272
		自己株式	△57,344
		評価・換算差額等	16,905
		その他有価証券評価差額金	16,905
		純資産合計	163,336
		負債純資産合計	540,571

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	361,558	
不動産事業等売上高	28,740	390,299
売上原価		
完成工事原価	333,532	
不動産事業等売上原価	18,360	351,893
売上総利益		
完成工事総利益	28,026	
不動産事業等総利益	10,379	38,406
販売費及び一般管理費		20,084
営業利益		18,322
営業外収益		
受取利息及び配当金	817	
為替差益	817	
その他	449	2,084
営業外費用		
支払利息	246	
社債利息	473	
資金調達費用	171	
貸倒引当金繰入額	309	
その他	136	1,337
経常利益		19,069
特別利益		
固定資産売却益	24	
関係会社株式有償減資払戻差益	770	
その他	14	809
特別損失		
固定資産売却損	257	
減損損失	957	
その他	262	1,478
税引前当期純利益		18,400
法人税、住民税及び事業税	3,780	
法人税等調整額	2,394	6,174
当期純利益		12,225

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において自己株式の消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

西松建設株式会社
取締役会 御中仰星監査法人
東京事務所指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において自己株式の消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を確認いたしました。
- ② 会計監査人より事前に監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

西松建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 矢口 弘 ㊞

監査等委員 池田 純 ㊞

監査等委員 鈴木 乃里子 ㊞

監査等委員 久保 俊裕 ㊞

監査等委員 伊藤 弥生 ㊞

(注) 監査等委員 池田純、鈴木乃里子、久保俊裕及び伊藤弥生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

主な完成工事



1 中野二丁目地区第一種市街地再開発事業 施設建築物新築工事(東京都)発注者:中野二丁目地区市街地再開発組合 / 2 (仮称) PMO神田須田町1丁目新築工事(東京都)発注者:野村不動産株式会社 / 3 (仮称)南吹田物流施設計画(大阪府)発注者:三菱商事都市開発株式会社・株式会社サンケイビル



4 新東名高速道路 湯船原トンネル工事(静岡県)発注者:中日本高速道路株式会社 東京支社 / 5 (仮称)ヒューリック銀座1丁目ビル建替計画(東京都)発注者:ヒューリック株式会社 / 6 北海道新幹線、後志トンネル(北上沢)他(北海道)発注者:独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 / 7 (仮称)DPL流山Ⅱ新築工事(千葉県)発注者:株式会社流山共同開発

TOPICS — トピックス —

「中大規模木造建築物の実現」に向けたプロジェクトを開始

～日本建築センター評定取得構法「P&UA構法」実プロジェクト第1号への取り組み～

当社は、「中大規模木造建築物の実現」に向け、10階建て共同住宅のモデルプランにおいて一般財団法人日本建築センターから評定を取得した「P&UA（※1）構法」を採用し、実プロジェクト第1号への取り組みを開始しました。

本構法は、株式会社市浦ハウジング&プランニングを代表とする「P&UA構法共同技術開発グループ」（※2）との共同研究開発により、2022年10月に評定を取得した構法であり、実プロジェクトへの適用は、同グループでは初の取り組みとなります。

本プロジェクトは、当社と資本業務提携を結んでいる伊藤忠商事株式会社との間で推進している「川崎市宮前区小台2丁目計画（2023年11月15日着工）」であり、神奈川県川崎市に木造5階建ての耐火建築物である寄宿舎を建設するプロジェクトです。

本プロジェクトは、住宅・建築物の木造化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するものとして、「令和5年度サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に採択されました。

本プロジェクトにおいては、竣工後においても複数のモニタリング・検証を行う計画としており、今後、本開発構法の更なる開発・改良、次なる実プロジェクトへの適用検討を進めてまいります。



P&UA構法適用第1号 川崎市宮前区小台2丁目計画の完成イメージ

（※1） Panel & Unbonded Anchorの略称

（※2） 技術開発者：（株）市浦ハウジング&プランニング、（株）織本構造設計、東急建設（株）、東レ建設（株）、戸田建設（株）、西松建設（株）、（株）長谷工コーポレーション、三井住友建設（株）

共同研究者：京都大学 五十田教授、近畿大学 松本教授、広島県立総合技術研究所林業技術センター

協力者：アルファ工業（株）、内田技建、（株）ウッドワン、エイコー（株）、（株）河本組、桜設計集団、ジャパン建材（株）、（株）中東、藤田K林産技術士事務所、銘建工業（株）（以上、五十音順）

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.nishimatsu.co.jp/news/2023/post_97.html



第9回サステナブルファイナンス大賞「優秀賞」受賞

本年1月、当社は、一般社団法人環境金融研究機構が主催する「第9回サステナブルファイナンス大賞」において、「優秀賞」を受賞しました。

サステナブルファイナンス大賞は、その年を通じて、日本での環境金融・サステナブルファイナンスの発展に貢献した金融機関や企業等を同機構が選出するもので、第9回（2023年）は合計11団体が受賞しました。

今回の受賞は、当社の2030年に向けたCO₂削減計画「ZERO30ロードマップ2023」に沿ったスコープ1+2及びスコープ3カテゴリ11の排出量削減を指標や目標に設定した当社初のサステナビリティ・リンク・ボンドの発行によるものです。

当社は、企業理念にサステナビリティの考え方に則した『安心して暮らせる持続可能な社会をつくる』を掲げており、この理念に従い、引き続き社会の一員として社会課題の解決に貢献してまいります。

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nishimatsu.co.jp/news/2024/9.html>



CDP「サプライヤーエンゲージメント・リーダー」に選定

本年3月、当社は、環境評価を行う国際的なNGO団体であるCDPより、2023年度の気候変動分野の「サプライヤーエンゲージメント評価」において最高評価のAスコアを獲得し、「サプライヤーエンゲージメント・リーダー」に選定されました。

CDPサプライヤーエンゲージメント評価は、CDP気候変動質問書に回答した企業を対象に、気候変動対応におけるサプライヤーとの効果的な協働について、ガバナンス、目標、スコープ3排出量、サプライヤーエンゲージメントの4分野を評価する仕組みです。

当社は2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、自社の直接的なCO₂削減に加え、サプライヤーのCO₂削減活動について具体的な施策に関する情報共有や、導入に関する実証等を積極的に推進しており、今回の選定はこれらの取り組みが評価された結果であると考えております。

今後もサプライヤーの皆様との協働を進め、2050年のカーボンニュートラルによる脱炭素社会の構築に貢献してまいります。

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nishimatsu.co.jp/news/2024/cdp.html>



TOPICS — トピックス —

創業150周年を機にブランド力を強化し、新しい価値の創造をめざす

2024年に創業150周年を迎える当社は、150周年事業の一環としてグループロゴマークを制作いたしました。

まかせられる人が、いる。



NISHIMATSU

西松建設の頭文字Nとハートをモチーフにしなが、動きを感じさせるデザインにすることで、人・社会・自然環境が豊かに調和した未来へともに向かっていく意志を表現しました。

ロゴタイプについては、グローバルを見据え、英語表記を基本としています。これからの社会を支える確かな信頼性、建設会社としての力強さをベースに、次の価値をつくっていく感性や人を大切にす西松建設ならではの親しみを表現しています。

詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.nishimatsu.co.jp/news/2024/post_116.html



細田佳央太さん出演 企業CM 続編

道路や鉄道、ダムなどの公共施設の建設から都市開発まで、さまざまなプロジェクトを150年に亘り手掛けてきた西松建設。

その中で、日々奮闘する若手社員の姿を、俳優の細田佳央太さんが熟演。

大きな現場に携わったり、先輩社員の姿勢に刺激を受けながら、細田さんが少しずつ「まかせられる人」になっていく成長ストーリーです。

CMの中に登場する実際の“西松建設の現場”にも、ぜひご注目ください。



詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nishimatsu.co.jp/cm/>



株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
- 定時株主総会 毎年6月下旬
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
- 公告方法 電子公告 (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)
ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- 株式のお取扱窓口 お取引の証券会社等（特別口座管理の場合は、みずほ信託銀行^(※)にお問い合わせください。）
- お問い合わせ先 ☎ 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
- 未払配当金のお支払 みずほ信託銀行^(※) 及びみずほ銀行
(※)トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。

株式のお手続きに関するお知らせ

Q ▶ 単元未満株式の買取・買増制度とは何ですか？

A 当社の単元株式数（売買単位）は100株となっているため、100株に満たない株式（単元未満株式）は株式市場で売買できません。そのため、当社では、株主様ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度（買取制度）及び株主様ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度（買増制度）を実施しております。

詳細につきましては、証券会社等に口座を開設されている株主様はお取引の証券会社等に、それ以外の株主様はみずほ信託銀行にそれぞれお問い合わせください。

Q ▶ 特別口座から証券会社等の口座への振替について教えてください。

A 特別口座では、単元未満株式の買取・買増制度による場合を除き、株式の売買することはできません。特別口座に記録された株式を売却するためには、予め証券会社等に口座を開設し、特別口座から証券会社等の口座へ株式を振替えていただく必要があります。

詳細につきましては、当社特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 TEL(03)3502-0232

虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階



会場
虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー
7階

※入館受付場所は1階オフィスロビーの入場ゲート前でございます。



最寄り駅のご案内

東京メトロ
 ■ 日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 | B3出口直結
 ■ 銀座線 虎ノ門駅 | B4出口直結

その他ご来場いただける駅

東京メトロ ■ 千代田線 霞ヶ関駅 C2出口 徒歩約6分
 都営地下鉄 ■ 三田線 内幸町駅 A3出口 徒歩約7分

- ◆ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◆ 会場での配慮が必要な方は、事前に当社総務部（連絡先は上記記載のとおり）までご相談ください。

